

(資料22-2)

行方不明認知症高齢者等情報提供依頼システム実施要領

26福保高在第594号
平成26年11月5日
一部改正 平成27年10月15日
一部改正 平成29年4月1日

1 目的

本要領は、行方不明認知症高齢者等情報提供依頼システム実施要綱（平成26年10月30日付26福保高在第478号。以下「要綱」という。）に基づく行方不明認知症高齢者等情報提供依頼システムの運用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 周知可能な関係機関等について

要綱の4（1）及び（2）における情報を周知することができる関係機関等は以下のとおりとする。関係機関等には東京都行方不明認知症高齢者等情報共有サイト（以下、「情報共有サイト」という。）の閲覧のみを許可することとする。

関係機関が情報共有サイトの閲覧を開始した際は、別途、区市町村宛て周知する。

- (1) 神奈川県
- (2) 埼玉県
- (3) 千葉県
- (4) 茨城県
- (5) 群馬県
- (6) 栃木県
- (7) 警視庁

3 担当窓口

都の担当窓口は、東京都福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課認知症支援担当とする。

4 情報提供の方法について

- (1) 情報共有サイトの利用開始にあたり、あらかじめ区市町村及び関係機関等が使用するパソコンのグローバルIPアドレスおよび窓口となるメールアドレス等を都に提供し、各々が任意のパスワードを設定する。
- (2) 各区市町村は行方不明者又は身元不明者が発生し、広域的な検索・照会が必要と判断した場合、情報共有サイトへ登録する。
- (3) 登録完了後、各区市町村及び関係機関等の窓口のメールアドレスに、登録された旨のメールが配信される。
- (4) 各区市町村は配信されたメールに記載されているURLから情報共有サイトへログインし、情報を確認し、適宜、関係各所へ周知を行う。
- (5) 行方不明者が発見された場合又は身元不明者の身元が判明した場合、当該区市町村は情報共

有サイト上で検索（照会）依頼の解除を行う。

（6）情報共有サイトの操作手順は別紙1のとおりとする。

5 近隣県への対応

- （1）近隣県から都内各区市町村宛てに情報提供依頼があった場合は、従来どおり別紙2に基づきメールで送付する。
- （2）また、各区市町村が、情報共有サイトに参加していない近隣県へ情報提供を希望する場合は、その旨都に連絡する。連絡を受けた都は、情報共有サイトに登録されている内容であれば同内容を該当近隣県へメールで送付する。
- （3）情報共有サイトに参加していない近隣県にのみ情報提供を希望する場合は、情報共有サイトには登録ができないため、各区市町村において別紙2に基づき各様式を作成し、都へメールで依頼する。都は該当近隣県へメールで送付する。

6 当面の間の対応

- （1）情報共有サイトへの参加手続き中の区市町村については、従来どおり別紙2の手順で行う。
- （2）また、情報共有サイトに登録された情報が情報共有サイトへの参加手続き中の区市町村と共有されない問題を解決するため、都は同内容をメールで送付する。
- （3）この対応は区市町村の情報共有サイトの使用状況を踏まえ、平成29年度の適切な時期に終了する。

7 その他

- （1）各区市町村においてIPアドレスおよび窓口メールアドレス等が変更になった場合は、速やかに都に報告することとする。
- （2）検索依頼、解除依頼ともに可能な限り詳細に情報を記載するよう努めることとする。

附 則

この要領は、平成26年11月5日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。